

特定非営利活動法人東海診療情報管理研究会 会則

第1章 総則

第1条（定款との関係）

特定非営利活動法人東海診療情報管理研究会（以下「本会」という。）の定款に定められたものの他は、この会則に定める。

第2章 役員以外の会運営に係る職の規定

第2条（コーディネーター：幹事の選任）

- (1) 理事長は会運営に必要と思われる人員数のコーディネーターを選任することができる。コーディネーター選出にあたっては直近の総会に図るものとする。
- (2) コーディネーターは、理事長の委任と本人の同意をもって任に当たることができる。
- (3) コーディネーターは、1期2年とし再任を妨げない。また役員との兼務も可能とする。
- (4) コーディネーターは役員と連携し、会の運営を行うものとする。
- (5) コーディネーターは無報酬とする。

第3章 会議

第3条（コーディネーター会議の開催）

- (1) コーディネーター会議は理事の要請により開催される。
- (2) コーディネーター会議は会の運営に関する事項を検討する。
- (3) コーディネーター会議での決定事項は適宜、理事に報告する。

第4章 会費についての細則

第4条（年会費納入の方法と期限）

年会費は規約に定める額を、毎年4月末日までに銀行振り込みを原則として納入しなければならない。ただし途中入会者については、入会時に速やかに納入しなければならない。

第5章 雑則

第5条（雑則）

この規約に定めるもののほか、本会に必要な細則は別に定める。

付則

- (1) この会則は平成27年2月28日より施行する。